八王子市工事等成績評定苦情審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 八王子市工事等成績評定苦情審査委員会設置要綱第9条の規定に基づき、八王子市工事等成績評定苦情審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(苦情申立ての方法)

- 第2条 苦情を申し立てようとする受注者又は受託者は、工事等成績評定通知書を受け取った日から起算して、14日以内(休日を含む。)に苦情申立書(第1号様式)を提出しなければならない。
- 2 前項の苦情申立書には、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を添付するものとする。

(委員会の開催)

第3条 検査課長は、前条の規定により苦情が申し立てられたときは、遅滞なく八王子市 工事等成績評定苦情審査委員会(議案書)(第2号様式)を作成し、工事等成績評定表 等の関係資料を添えて委員会の審査に付さなければならない。

(苦情申立者への回答)

- 第4条 検査課長は、委員会の審査結果を踏まえ、申し立てられた苦情に対する回答について決定し、速やかに回答書(第3号様式)を申立者へ送付する。
- 2 前項の規定により評定の修正が必要であると決定されたときは、当該評定を行った監 督員及び検査員は、自らが行った評定の見直しをするものとする。

附則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年8月26日から適用する。